

一般社団法人埼玉県病院薬剤師会定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人埼玉県病院薬剤師会定款第43条に基づき、本会の運営に必要な事項を定めるものとする。

第2章 委員会

(委員会の設置)

第2条 本会は定款第3条の目的を達成するため、定款第33条に基づき次の常置委員会を設置し、定款第4条に定める事業を行う。

- (1) 総務委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 薬事運営委員会
- (4) 実習教育委員会
- (5) 災害・救急委員会
- (6) 中小病院・診療所委員会
- (7) 地域連携委員会
- (8) インシデント・アクシデント委員会
- (9) 感染対策委員会
- (10) 埼玉県薬剤師生涯研修センター

2 本会は前項の委員会のほか、理事会において必要と決議された委員会を臨時的に設置および運営等することができる。

3 委員会は、委員長、副委員長、委員、および担当幹事によって構成される。委員長および担当幹事には、本会の理事が就任する。

4 委員会の委員には、本会理事会において承認された本会正会員が就任する。ただし、理事会が特に認めた場合は、本会特別会員および本会事務局員を委員に、本会会員以外の有識者を外部委員に、それぞれ就任させることができる。

(総務委員会)

第3条 総務委員会は本会の円滑な運営のために以下の業務を行う。

- (1) 本会の事業計画・報告の統括と、総会等の準備及び運営を行い、会全体の総務・庶務・備品管理を行う。
- (2) 予算編成及び決算、会費等の管理の財務管理を行う。

- (3) 会員情報および会員施設の情報管理及び会員証発行を行い、会員管理全般の管理を行う。
- (4) 他団体との情報交換・交流の窓口等を行う。

(広報委員会)

第4条 広報委員会は本会会員および県民への広報活動を行うために以下の業務を行う。

- (1) 本会の会誌発行事業やホームページの掲載内容を担う。
- (2) 本会会員や県民への情報発信を行い、広報全般を行う。
- (3) 本会の広報活動に関して各委員会の活動に協力する。
- (4) 他団体との情報交換・交流の窓口等を行う。

(薬事運営委員会)

第5条 薬事運営委員会は本会会員および県民への薬事に係る活動を行うために以下の業務を行う。

- (1) 県民のために、公開講座の企画・運用を行う。
- (2) 薬事関連者への最新の医療薬学関連情報を伝達する。
- (3) 診療報酬改訂による各施設への調査や対策を行う。
- (4) 会員の帰属意識向上のために、会員の満足度調査等を行う。

(実習教育委員会)

第6条 実習教育委員会は本会会員施設での薬学実務実習を円滑に行うために以下の業務を行う。

- (1) 薬学実務実習の問題点や課題の抽出および解決策等を行う。
- (2) 薬剤師タスクフォースの育成、交流、情報共有を行う。
- (3) 他団体との情報交換・交流の窓口等を行う。

(災害・救急委員会)

第7条 災害・救急委員会は災害時および救急領域における薬剤師の人材育成および活動を支援するために以下の業務を行う。

- (1) 県内の災害・救急に関わる薬剤師の調査を行い、災害・救急に関わる人材を把握する。
- (2) 県内の災害・救急に関わる薬剤師の育成を行う。
- (3) 他団体との情報交換・交流の窓口等を行う。

(中小病院・診療所委員会)

第8条 中小病院・診療所委員会は県内の中小病院・診療所等の薬剤師の活動を支援するために以下の業務を行う。

- (1) 県内の中小病院・診療所と連携して問題点や課題、要望事項等を抽出しその対策を講じる。
- (2) 中小病院・診療所の立場から各委員会の活動に協力する。
- (3) 他団体との情報交換・交流の窓口等を行う

(地域連携委員会)

第9条 地域連携委員会は県内の地域連携を推進するために以下の業務を行う。

- (1) 県内の地域病院、薬局等と連携して問題点や課題を抽出し、その対策を講じる。
- (2) 県内の地域病院、薬局等に情報発信・共有事業を行う。
- (3) 他団体との情報交換・交流の窓口等を行う。

(インシデント・アクシデント委員会)

第10条 インシデント・アクシデント委員会は県内の医療安全を推進するために以下の業務を行う。

- (1) 県内の医療安全に関する研修終了者、認定専門者の把握をする
- (2) 医療安全のクリニカルインディケーターの選出と収集を行い、問題点や課題を抽出し、対策を講じる。必要に応じて情報発信・共有事業を行う。
- (3) 他団体との情報交換・交流の窓口等を行う。

(感染対策委員会)

第11条 感染対策委員会は県内の医療機関等の感染対策を推進するために以下の業務を行う。

- (1) 県内の感染に関する研修終了者、認定専門者の把握をする。
- (2) 感染のクリニカルインディケーターの選出と収集を行い、問題点や課題を抽出し、対策を講じる。必要に応じて情報発信・共有事業を行う。
- (3) 他団体との情報交換・交流の窓口等を行う。

第3章 埼玉県薬剤師生涯研修センター

(埼玉県薬剤師生涯研修センターの設置)

第12条 本会は定款第4条に定める事業を行うため、主に薬剤師を対象とした研修事業を実施するために埼玉県薬剤師生涯研修センター（以下、本センターという）を設置し、以下の業務を行う。

- (1) 本センターは、研修認定薬剤師制度に基づいた生涯研修の場をすべての薬剤師

に提供すると共に、薬剤師としての知識と能力、技能を啓発し、高揚するために研修を実施する。また、研修修了に基づいた単位を付与および規程の単位を取得した薬剤師を研修認定薬剤師として認定して、県民のために貢献できる薬剤師を誕生させることを目的とする。

(2) 本センター各小委員会の研修会の企画基本方針は、会員から評価が高い研修内容を企画し、研修会の評価項目の1つに「認定取得者の誕生(複数)」とする。また、薬剤師の自己満足の研修企画にとどまらず、「実践的で行動変容につながる研修」を企画する。

(3) 本センターには、次の小委員会および部会を設置する。

- ① 企画小委員会
- ② 評価小委員会
- ③ 実施小委員会－総合研修部会
- ④ 実施小委員会－地域研修部会
- ⑤ 実施小委員会－特別対策研修部会
- ⑥ 実施小委員会－がん領域専門研修部会
- ⑦ 実施小委員会－感染制御領域専門研修部会
- ⑧ 実施小委員会－糖尿病領域専門研修部会
- ⑨ 実施小委員会－緩和医療領域専門研修部会
- ⑩ 実施小委員会－精神科領域専門研修部会
- ⑪ 実施小委員会－妊婦授乳婦・小児科領域専門研修部会
- ⑫ 実施小委員会－輸液・栄養管理領域専門研修部会
- ⑬ 実施小委員会－医療の質・安全対策領域専門研修部会

(企画小委員会)

第13条 企画小委員会は以下の業務を行う。

(1) 本会の実施要綱に従い、実施される研修会の事前評価を行う。

(評価小委員会)

第14条 評価小委員会は以下の業務を行う。

(1) 本会の実施要綱に従い、実施された研修会の事後評価をする。

(2) 個々の薬剤師からの認定申請を客観的に評価の上、研修認定薬剤師として認定する。

(実施小委員会 総合研修部会)

第15条 実施小委員会 総合研修部会は以下の業務を行う。

(1) 病院薬剤師として業務を行う上で必要な資質および幅広い領域の知識を学習する

機会を提供することを目的として、以下のことを実施する。

- ①幅広い領域の研修会の企画・運営
- ②入職から3年目までの薬剤師を対象とした研修会の企画・運営
- ③学会大会の企画・運営
- ④他施設見学の要請への対応

(実施小委員会 地域研修部会)

第16条 実施小委員会 地域研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 会員の地域性や所在に合わせての基礎知識や技術力向上のために講演や実技演習を中心に研修会を企画・運営する。
 - ①会員個人の能力を向上させるスキルアップ研修会の企画・運営
 - ②個別の疾患ガイドラインや実臨床の治療法を盛り込んだ地域ネットカンファレンス研修会の企画・運営
 - ③各ブロック研修会（東、西、中央、北）の企画・運営

(実施小委員会 特別対策部会)

第17条 実施小委員会 特別対策部会は以下の業務を行う。

- (1) 各専門部会では取り扱いがなく、注目度が高い研修や専門領域とは重複しない実務的な内容を盛り込んだ研修会を多くの会員に提供することを目的に企画・運営する。

(実施小委員会 がん領域専門研修部会)

第18条 実施小委員会 がん領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) がん医療に精通した認定薬剤師を増やしていくため、若手薬剤師ががん医療に興味をもてるような研修会を継続的に企画・運営する。
- (2) がん医療に精通した薬剤師のすそ野を広げることともに、認定取得者の専門性の質の向上と継続したモチベーションを維持できる研修スキームを構築する。
- (3) 埼玉県薬剤師会との連携により、行政の取組に応じて、保険薬局との合同研修を立案・企画・運営する。

(実施小委員会 感染制御領域専門研修部会)

第19条 実施小委員会 感染制御領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 感染制御や感染症に関する高度な知識、技術、実践能力等の必要な知識を習得できるような満足度の高い研修会の企画・運営する。
- (2) 感染の認定資格を取得できる研修会の企画・運営をする。そのために本委員会委員が教育・支援をする体制を構築する。

(実施小委員会 糖尿病領域専門研修部会)

第 20 条 実施小委員会 糖尿病領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 糖尿病の薬物治療だけではなく、患者の生活に寄り添った療養指導のための研修会の企画・運営をする。他職種チーム医療も含む。
- (2) 日本糖尿病療養指導士 (CDEJ) や糖尿病薬物療法認定薬剤師が取得できる研修会の企画・運営をする。
- (3) 糖尿病治療の指導管理料に専門領域の加算が取得できるための調査・研究・発表を行う。
- (4) 糖尿病患者へのアドボカシー (支援) 活動を企画して実施する。

(実施小委員会 緩和医療領域専門研修部会)

第 21 条 実施小委員会 緩和医療領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 緩和医療の薬物療法に関する研修会の企画・運営をする
- (2) 緩和医療に携わる薬剤師の連携に関する研修会の企画・運営をする。
- (3) 緩和医療領域の認定・専門資格取得できる研修会を企画。運営する。
- (4) 緩和医療の普及に向けた啓発活動を企画して実施する。

(実施小委員会 精神科領域専門研修部会)

第 22 条 実施小委員会 精神科領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 精神科に纏わる県民の社会へのニーズに応えるための研修会を企画・運営をする。
- (2) 精神疾患への理解とその薬物療法の適正化、ならびに医療に貢献できる知識・情報伝達の研修会を企画・運営する。
- (3) 精神科領域の認定薬剤師が所得できる研修会を企画・運営する。

(実施小委員会 妊婦授乳婦・小児科領域専門研修部会)

第 23 条 実施小委員会 妊婦授乳婦・小児科領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 妊婦授乳婦・小児科領域の薬物療法に関する疑問を提示し、種々の情報源を元に、患者へ注意すべき必要な情報を学ぶ研修会を企画・運営する。
- (2) 県内の薬剤師とその情報を共有する体制を構築する。
- (3) 妊婦授乳婦・小児科領域の専門資格が取得できる研修会を企画・運営する。

(実施小委員会 輸液・栄養管理領域専門研修部会)

第 24 条 実施小委員会 専門研修部会 輸液・栄養管理領域専門研修部会は以下の業

務を行う。

- (1) 各疾患における栄養療法の重要性と最新の情報を発信する研修会を企画・運営する。
- (2) 栄養療法に興味をもち、資格取得ができる研修会を企画・運営する。
- (3) 多職種でのアプローチを見据えて、薬剤師以外の職種の参加も受け入れる。

(実施小委員会 医療の質・安全対策領域専門研修部会)

第 25 条 実施小委員会 医療の質・安全対策領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 医療の質・医療安全の薬物療法の推進のための研修会を企画・運営をする。
- (2) 医療の質・医療安全に長けた薬剤師のための研修会を企画・運営する。
- (3) 医療の質・安全部会から最新情報を、会誌等を利用して発信する。
- (4) 医療の質・医療安全に関する他施設からの相談応需の体制を構築する。

附則 本細則は令和 5 年 3 月 14 日より施行する。

令和 5 年 5 月 16 日 一部改定

令和 6 年 4 月 1 日 一部改定